

第 1 回検討会での御質問事項への回答

- 1 平成 21 年 6 月 28 日の中央環境審議会騒音振動部会「騒音規制法の規制対象施設の在り方について（第二次答申）で示された選定要件の「屋内で使用される施設については 1 m 地点で 80dB 以上、屋外で使用される施設については 1 m 地点で 70dB 以上であること。」というのとはどのような理由か

第二次答申の選定要件は、平成 8 年 11 月 28 日の中央環境審議会「騒音規制法の規制対象施設の在り方について（中間答申）」で示された以下の選定基準を踏襲したのとなっている。なお、中間答申の検討を行った検討委員会には騒音規制法制定時の検討にも関わられた委員も参画されており、当該選定基準は、騒音規制法制定時の考え方から変わらないものと推察される。

【騒音規制法の規制対象施設の在り方について（中間答申）（中央環境審議会 平成 8 年 11 月 28 日） 別添 騒音規制法の規制対象施設の在り方について】（抜粋）

4 規制対象施設の追加等に関する検討結果

(1) 早急に騒音規制法の規制対象施設に追加すべき施設

騒音規制法の規制対象施設への追加に当たっての選定に関する基本方針は、原則として、以下によることとした。

①規制対象とする施設の選定基準

ア 主として屋内で使用される施設については、騒音レベルが 1m 離れた地点で概ね 80dB 以上であること。また、主として屋外で使用される施設については 1m 離れた地点で概ね 70dB 以上であること。

イ 当該施設に係る苦情件数が多いこと（工場・事業場に係る苦情の概ね 1%以上）。

ウ 当該施設を条例規制の対象としている地方公共団体が多いこと（都道府県・指定都市のうち概ね 10 以上）。

エ 当該施設の設置数が全国的にみて多いこと（概ね 1 万台以上）。

②すそ切りの考え方

当該施設の中で上記①アの基準に該当するものが一部である場合には、原則として同基準を超える定格出力をもってすそ切りを行う。また、この場合、多くのものが当該基準を超えるレベルとする。なお、すそ切りの値は各地方公共団体の条例規制の状況も考慮する。

また、当該施設を規制対象施設に追加する際には、以下を考慮事項とした。

- 当該施設の設置状況（設置場所）
- 苦情の発生原因
- 当該施設の技術的動向等（低騒音化等）
- 当該施設の有効な防音対策の有無

なお、当該施設に該当するかどうかについては、原則として「日本標準商品分類（総務庁編）」に基づき整理することとした。

2 第1回検討会の資料 2-2 P5 の(c)①でスクリー式空気圧縮機の騒音規制法からの除外について必要ではないと回答している自治体のその理由は。

平成18年度に実施した地方公共団体へのアンケート調査（47都道府県及び15政令指定都市が対象）における、「スクリー式圧縮機の騒音規制法からの除外について」に対する回答と理由は表1のとおり。

表1 スクリー式圧縮機の特定施設からの除外について

回答	割合	理由	件数	合計件数
除外が必要である	0%	—	0	0
どちらかと言えば除外が必要である	0%	—	0	0
どちらかと言えば除外は必要でない	10%	除外することで苦情が発生することが考えられる	1	6
		苦情が発生している	1	
		除外する理由が認められない	1	
		一般に騒音レベルが低い	1	
		その他	2	
除外は必要でない	75%	特定施設として妥当であり、除外する理由が認められない	15	47
		苦情が発生している	7	
		生活環境の保全、公害の未然防止	5	
		宅地開発が進み、民家と測定工場が近接してきている	3	
		全ての施設が低騒音化されているとは考えられない	2	
		除外すると騒音トラブルの増加が考えられる	2	
		法規制していた方が苦情対応がしやすい	2	
		法規制していた方が苦情対応がしやすい	1	
		防音対策の実施、施設の低騒音化が期待できる	1	
		施設数が多い	1	
その他	8			
どちらとも言えない	15%	情報がなく、判断が出来ない	5	9
		その他	4	
			合計	62

3 振動の苦情としてカウントされているもののうち、騒音の苦情とセットで苦情が発生しているものはどのくらいあるのか。

環境省と公害等調整委員会事務局の連名により例年実施している公害苦情調査において、平成27年度～令和元年度（平成31年度）（合計5年間）に地方公共団体で受け付けた振動苦情のうち、苦情原因が「圧縮機」と回答のあった案件は、100件あり、そのうち、振動の苦情と併せて騒音の苦情が同時に発生していた案件は54件（54%）だった。